

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月及び平成 3 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月及び平成 3 年 3 月

私は、申立期間当時、納付組合に加入し、国民年金保険料の納付は、地区の自治会費、税金等と合わせた額が記載された封筒に現金を入れて、毎月、地区の班長宅に届けることによって行っていた。

申立期間の 2 か月だけが未納となることはあり得ないと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計 2 か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入後の期間について、申立期間を除いて未納は無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っている。

また、申立期間当時、申立人と同一の納付組合で国民年金保険料を納付していたとして申立人が挙げた 7 人は、いずれも申立期間前後の国民年金保険料を完納している上、このうちの 1 人は、「申立期間当時は、報奨金の関係や世間体もあり、組合員は少々無理をしてでも納付していたので、申立人も未納期間は無いと思う。」と供述している。

さらに、A 町に保管されている申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和 59 年 3 月の国民年金保険料は納付済とされているにもかかわらず、特殊台帳では未納とされており、63 年 3 月の保険料については同名簿では未納とされているにもかかわらず、オンライン記録では納付済とされているなど、行政側の記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和20年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月10日から21年4月1日まで
② 昭和24年5月31日から28年10月1日まで

私は、昭和15年から45年11月までの期間、A社C支店、B支店及びD社において継続して勤務していた。

両申立期間の勤務地は、いずれもB市内であり、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の保管する表彰状(昭和45年6月1日付け勤続30年表彰)、申立人の妻の供述及び当該期間を含む期間においてA社B支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の「申立人は、A社C支店からの異動者であった。戦後、私が退職する昭和24年5月まで一緒にA社B支店で勤務していたことを記憶している。」とする供述から判断すると、当該期間において、申立人はA社B支店に勤務していたことが推認できる。

また、前述の同僚が、申立人と同様にA社C支店から異動後にA社B支店

に勤務したとして挙げた別の同僚の厚生年金保険加入記録によると、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A社B支店における同被保険者資格を再取得するまでの間、厚生年金保険に途切れること無く加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和21年4月の社会保険事務所（当時）の記録が240円と記録されているところ、当該期間における最高等級の標準報酬月額は200円とされていることから、200円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在は不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、前述の表彰状により、申立人は、当該期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和24年6月1日をもってA社は解散し、D社に組織を変更しているところ、適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社B支店は、同年5月31日付けで適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、申立人が申立期間②において勤務したと考えられるD社B支店は、28年10月1日に適用事業所となっていることが確認できる。

また、E共済組合法に基づき、D社に昭和24年6月1日付けで共済組合が設けられたことが確認できるところ、E共済組合連合会は、申立人に係る資料は保管されていないが、D社共済組合は昭和24年6月1日から28年10月1日までの期間存続し、24年6月から28年9月までの期間については旧E共済組合法の適用を受けており、また、D法の一部を改正する法律附則第6項には、「昭和28年9月30日に現に共済組合の組合員である者については、同日に退職したものとみなしてE共済組合法の退職給付に関する規定を適用する。」と規定されていることから、解散当時組合員であった者には、当時D社を通じて退職一時金が支払われたと考えるのが自然である旨回答

していることなどを踏まえると、申立人が当該期間において、申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる賃金台帳、給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 517 (事案 148、408、455、472 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 4 月に妻と一緒に国民年金に加入し、その後、私が申立期間に係る国民年金保険料を全額納付した。

申立期間は、厚生年金保険第 4 種被保険者の資格喪失後から基礎年金制度導入前の期間に当たり、また、私は、申立期間以後 60 歳になるまで、国民年金保険料は遅滞なく全額納付したのに、申立期間が未納とされているので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間の国民年金保険料については、金融機関から引き出した 5 万円の中から 3 万 8,000 円を納付したことを思い出し、当時の金融機関の取引証明書を提出するので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月 5 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び申立期間は旧国民年金法では任意加入しなければ国民年金被保険者とならない期間となるが、申立期間中に住所地があった A 市 B 区の記録でも、当該期間中に申立人の任意加入被保険者資格を取得したことは確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知（平成 20 年 6 月 11 日付け、22 年 2 月 24 日

付け、23年1月13日付け及び同年4月27日付け)が行われている。

今回、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、金融機関から引き出した5万円の中から3万8,000円を納付したことを思い出し、当時の金融機関の取引証明書を提出するので、再調査してほしい。」と申し立てているが、新たに提出された金融機関の取引証明書は、申立期間の一部である昭和55年4月1日から60年3月31日までの期間の国民年金保険料口座振替の取引がなかったことを証明するものであり、申立期間の国民年金保険料は47万5,120円であることなどから、当該申立ては委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。